

徳島労働局発表
平成29年9月29日

照 会 先	徳島労働局労働基準部監督課 監督課長 松岡 和人 監察監督官 岡田 英樹 電話 088 - 652 - 9163
-------------	---

外国人技能実習生の実習実施事業場に対する 平成28年の監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施事業場のうち64.8%に
何らかの労働基準関係法令違反が認められました～

徳島労働局（局長 鈴木麻里子）は、平成28年に管内の四つの労働基準監督署が外国人技能実習生を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、その内容を公表します。

<実施状況のポイント>

監督指導を行った事業場は71事業場。そのうち、46事業場（64.8%）で何らかの労働基準関係法令違反（注）が認められました。（別添資料1）

主な労働基準関係法令違反事項は、多い順に「健康診断（38.0%）」、「労働時間（16.9%）」、「安全基準（12.7%）」、「割増賃金（9.9%）」、「賃金の支払（8.5%）」、「労働条件の明示（7.0%）」となっています。

入国管理局への通報は4件でした。

<当局の指導方針>

外国人技能実習生からの相談は、減少しているものの監督指導では、長時間労働や賃金不払等悪質事案も依然として認められる状況であり、また、平成29年11月1日からは、改正外国人技能実習法（別添資料4）が施行され、監理団体に対する監督等が強化されます。

こうしたことから、徳島労働局では次の取組を推進していきます。

実習実施事業場に対し、（別添資料2）の周知用リーフレット「技能実習生の労働条件は守られていますか？」を実習実施事業場に発送して注意喚起を図るなど、労働基準関係法令の周知・啓発に努めます。

出入国管理機関との合同監督・調査の実施、相互通報制度を通じた指導を行います。

外国人技能実習機構と連携して、監理団体等に対する調査・指導を強化します。

法令に基づく監督指導を引き続き実施するとともに、重大・悪質な事案については司法処分を含め厳正に対処します。

注：事業場に対して違反が認められた数字であり、技能実習生のみの違反ではありません。

また、「外国人労働者相談コーナー」において、日本で働く外国人労働者からの中国語による相談（電話相談含む。）を受け付けています。具体的な相談内容については、資料3をご覧ください。

主な労働基準関係法令違反事項

主な違反内容	違反件数（違反率）
健康診断（労働安全衛生法 66 条）	27 件（38.0%）
労働時間（労働基準法 32・40 条）	12 件（16.9%）
安全基準（労働安全衛生法 20～25 条）	9 件（12.7%）
割増賃金（労働基準法 37 条）	7 件（9.9%）
賃金の支払（労働基準法 24 条）	6 件（8.5%）
労働条件の明示（労働基準法 15 条）	5 件（7.0%）
法令の周知義務（労働基準法 106 条）	4 件（5.6%）

指導改善事例（平成 27 年以降）

事例 1	<p>技能実習生のパスポート・預金通帳を事業者が保管していた。 技能実習生の時間外労働が月 80 時間超となっていた（36 協定あり） ⇒ 労働基準監督署への情報により高松入国管理局との合同監督を実施し、是正が図られた。</p>
事例 2	<p>技能実習生に時間外労働・休日労働を行わせていたが、時間単価を徳島県最低賃金額より低い 400 円から 600 円で支払っていた。 ⇒ 時間外・休日労働に対する割増賃金を、法定の割増率以上で計算して支払うよう是正勧告し、是正が図られた。 最低賃金法第 4 条（最低賃金額以上の支払い）、労働基準法 37 条（法定の割増率以上の計算による割増賃金の支払い）</p>
事例 3	<p>技能実習生の時間外・休日労働が月 100 時間超となっていた（36 協定なし） ⇒ 法定労働時間を超えていること、休日を与えていないことについて是正勧告し、是正が図られた。 技能実習生に時間外労働・休日労働を行わせていたが、時間単価を徳島県最低賃金額より低い 600 円で支払っていた。 ⇒ 時間外・休日労働に対する割増賃金を、法定の割増率以上で計算して支払うよう是正勧告した。 最低賃金法第 4 条（最低賃金額以上の支払い）、労働基準法 37 条（法定の割増率以上の計算による割増賃金の支払い）</p>

外国人相談コーナー

徳島労働局では中国語による労働相談を受けております。

開設曜日 月曜日・木曜日（祝日を除く。）

開設時間 午前 9 時～午後 4 時 30 分

場 所 徳島労働局労働基準部監督課

徳島市徳島町城内 6 - 6 徳島地方合同庁舎 1 階

電 話 088 - 652 - 9163